

生徒総合保障制度 保障の内容

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金
[1]賠償責任	日本国内において被共済者(注1)(保障の対象となる方)が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のもの(情報機器等に記録された情報を含みます。)(注2)を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合(1)被共済者本人の本拠である住宅の所有・使用または管理に起因する偶然な事故。(2)被共済者の日常生活(住宅以外の不動産の所有・使用または管理を除きます。)(注1)に起因する偶然な事故。(注1)賠償責任における被共済者はご本人(加入者証の被共済者氏名欄に記載の方)と被共済者本人の親権者およびその他の法定監督義務者となります。(注2)受託品を破損した場合に負担する損害賠償責任については、その受託品が次に掲げる間に損壊、紛失、または盗取された場合に限り共済金をお支払いします。①受託品が被共済者の居住の用に供される住宅内に保管されている間。②受託品が被共済者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間。	1回の事故につき、賠償責任共済金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、被害の防止に要した費用、緊急措置に要した費用等をお支払いします。
[2]傷害	死亡	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。 死亡・後遺障害共済金額の全額をお支払いします。 注:すでに支払った後遺障害共済金がある場合は、共済金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
	後遺障害	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合。 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害共済金額の3%~100%をお支払いします。 注:保障期間(保障のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害共済金額が限度となります。
	入院	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合。 入院の日数に対して、1日につき入院共済金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り60日を限度とします。また、入院共済金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても入院共済金は重複してはお支払いできません。
	手術	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院共済金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合。 手術の程度に関係なく入院共済金日額の20倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。
	通院	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合。 通院の日数に対して、1日につき通院共済金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り60日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、共済金をお支払いできません。注:入院共済金と重複してはお支払いできません。また、通院共済金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても通院共済金は重複してはお支払いできません。
[3]病気	入院	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が疾病を被り、医師がその治療のために継続して入院が必要であると診断して入院した場合、入院共済金としてお支払いします。 入院の日数に対して、1日につき入院共済金日額をお支払いします。ただし、1回の入院につき60日を限度とします。また、入院共済金が支払われる期間中、新たな疾病を被っても入院共済金は重複してはお支払いできません。
	手術	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が疾病による入院により、上記入院共済金が支払われる場合において、その治療のため、病院または診療所において手術を受けた場合。ただし病気が入院共済金が支払われる期間中に受けた手術に限りです。 手術の程度に関係なく入院共済金日額の20倍をお支払いします。ただし、1入院につき入院の日からその日を含めて60日以内の手術1回に限りです。
[4]学資費用(傷害)	あらかじめ指定された学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)の保護者が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害(扶養不能状態)が生じたために、学生・生徒が保護者に扶養されなくなった場合。 (重度後遺障害事例) ●両目が失明した ●咀嚼(そしゃく)または言語の機能を全く廃した。 ●その他身体の著しい障害により、終身常に介護を必要とするときなど。	保護者の方が扶養できなくなった日の翌日から在籍する学校を卒業するまでの年数に、学資費用共済金額を乗じて得た額を学資費用共済金として一時に支払います。
[5]学資費用(病気)	あらかじめ指定された学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)の保護者が病気によって死亡された場合。	保護者の方が死亡した日の翌日から在籍する学校を卒業するまでの年数に、学資費用共済金額を乗じて得た額を学資費用共済金として一時に支払います。
[6]救援者費用	学生・生徒(被共済者—保障の対象となる方)が偶然な事故に遭い、緊急な捜索・救援活動が必要な場合等に、その費用に対して共済金をお支払いします。	1回の事故につき、ご契約者・被共済者または被共済者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上、妥当とみられる金額を救援者費用共済金額を限度としてお支払いします。・捜索救援費用・交通費(救援者2名分まで)・宿泊費(救援者2名かつ1名につき14日分まで)・移送費用・諸雑費(国外の場合には20万円限度、国内の場合には3万円限度)

共済金をお支払いできない主な場合

被共済者(保障の対象となる方)または扶養者の故意による病気やケガ。被共済者または保護者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気やケガ。被共済者または保護者の脳疾患、心神喪失によるケガ。天災による損害、ケガ。戦争、内乱、暴動、テロ行為、核燃料物質の有害な特性などによる損害、病気やケガ。危険な運動を行っている間のケガ。被共済者の先天性異常。被共済者の妊娠、出産。保障開始日以前に発病していた病気またはこれらと因果関係が認められる病気。他覚症状のない腰痛、背痛、首痛など。職務(アルバイト業務を含みます)の遂行に直接起因する個人賠償責任。航空機、船舶、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)、銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。※その他詳しい保障内容につきましては、生徒総合保障制度約款をご参照下さい。

- [1]この保障には、共済金が被害者の方と示談交渉を行う「示談サービス」はございません。
- [2]傷害の死亡共済金受取人について特段のお申し出がない場合は、死亡共済金受取人は被共済者(保障の対象となる方)の法定相続人になります。
- [2]傷害におけるケガには、有害ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- [2]特定感染症の発病に対して保障いたします。
- [2]細菌性食物中毒については、被共済者の在籍する学校の管理下中に発生したものに限りです。
- [2]急激かつ外来による日射または熱射による場合を含みます。
- [3]疾病とは保障開始日以後に発病した病気を指します。

・「岡山理科大学共済会 生徒総合保障制度」が本制度の正式名称となります。

お問い合わせ先

万一事故にあわれたら・・・

岡山理科大学共済会事務センター

☎ 0120-355-232
am10:00~pm6:00(年末年始・土・祝日を除く)

※万一事故に遭われた場合は、事故の日から30日以内にご連絡ください。
正当な理由なく通知が無い場合は共済金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

生徒総合保障制度の特長

保障上のメリット

ケガをワイドに保障

校内、通学途上はもちろん、クラブ活動、旅行、レジャーなど、生徒自身の不慮の事故によるケガを24時間いつでもワイドに保障。入院・通院は1日目から保障します。(国内外を問いません。)

病気による治療費を保障

病気により1泊2日以上入院した場合及び手術した場合に治療費用を保障します。

保護者の方に万一の場合は、学業継続費用も保障

- ①あらかじめご指定いただいた生徒の保護者の方が万一偶然な事故により保障期間中に死亡されたり、重度後遺障害が生じた場合、安心して中学・高校生活を続けるための【学資費用】も保障します。在籍する学校を卒業するまでの間に対して学資費用共済金をお支払いします。
- ②Bプランにご加入の場合は、あらかじめご指定いただいた生徒の保護者の方が病気で死亡された場合、在籍する学校を卒業するまでの間に対して学費費用共済金をお支払いします。

他人への賠償責任も保障

生徒自身はもちろん、ご家族の日常生活での賠償事故も保障します。

『自転車で他人にケガをさせた』『ショッピング中に高価な商品を壊してしまった』など、偶然な事故により法律上の賠償責任を負ったときに共済金が支払われます。

制度上のメリット

掛金が割安!

1日当り約27円[※]

※ Aプランの場合

岡山理科大学共済会の総合保障制度のため、個人で保険に加入するよりもお得です。

手続きがカンタン!

インターネット上の簡単な手続きでお申し込みできます。

面倒な告知は必要なく記入例を参考に申込みフォームにご記入いただき、銀行/郵便局/ネット銀行等でお振込みいただくだけです。

保障例

自転車やバイクに関する事故が特に多くなっています。
生徒の皆さんはもちろん保護者の方も用心が必要です。

下記のような事故の場合、生徒総合保障制度がお役に立ちます。

例1 傷害

校内・校外、国内・国外を問わずに事故によるケガについて24時間の保障。手術共済金のお支払い。

- 自転車で行中、自動車と出会い頭に衝突。足を骨折し10日間入院。その後5日間通院した。
- サッカーの練習中、ゴールポストにぶつかり頭に裂傷。入院した。

例2 学資費用

保護者がケガで万一の場合、所定の学資費用共済金が支払われます。

- 保護者が海外出張の際、航空機事故により死亡した。

例3 学資費用

保護者が病気で万一の場合、所定の学資費用共済金が支払われます。

- 保護者が病気で死亡した。 ※Bプランにご加入の場合。

例4 病 気

生徒が病気になり入院、手術した場合の保障。

- 盲腸で入院。手術を受けた。
 - *細菌性食物中毒は傷害の保障で対応します。
(学校の管理下中に限ります)
 - *熱中症は傷害の保障で対応します。
 - *特定感染症は傷害の保障で対応します。

例5 賠償責任

日常生活中に過って他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったときの保障。
(法律上の賠償責任を負った場合)

- 自転車で行中、過って近所の子供にぶつかり、ケガをさせてしまった。
- スキー中にスピードが出すぎて制動がきかなくなり、他人に衝突。骨折および裂傷を負わせてしまった。

例6 救援者費用

生徒が偶然の事故に遭い、緊急な捜索・救援活動が必要な場合。

- 旅行先で事故に遭い、大ケガ。入院先に両親が駆けつけた。